# 尾花沢市の企業立地優遇策

### 1. 尾花沢市奨励金

尾花沢市企業立地奨励金

#### 【適用条件】

- ① 製造業・・・・・・投資額 2,000 万円以上、事業用地面積 3,000 ㎡、常用雇用者 10 名以上
- ② 商業・サービス業・・・投資額 1,000 万円以上、常用雇用者 5 名以上
- ③ 共同化事業・・・・・投資額1,000万円以上、常用雇用者5名以上

名称	対象事業者	優遇制度	
用地取得奨励金	福原工業団地及び公有適地内に事業場用地を確保したとき	<ul><li>① 一括払い 取得価格の40% 限度額:1億円</li><li>② 分轄払い 支払利子の50%相当額</li><li>③ 支払猶予期間の場合 売買契約締結後3年以内は利子相当額</li></ul>	
雇用 奨励金	市内居住の雇用者が新規雇用又 は増員された場合	雇用者数×年額6万円(操業から2年間) 新設・増設・移設された土地、建物、機械設備等の固定資産相当額 ※適用期間は課税年度から3年間 ※ただし、用地の分轄払については契約締結後3年間とする	
操業 奨励金	市内に新設・増設・移設された場合		
排水処理 施設整備 奨励金	合併処理浄化槽施設の新設・増 設・改良する場合	<ul><li>① 適用条件を満たす場合 新設・増設・改良に要する経費の2/3以内の額</li><li>② ①以外の場合 新設・増設・改良に要する経費の1/3以内の額</li></ul>	
雪対策	市内に新設・増設・移設し、雪対策を行う場合	① 除雪機械購入及び消融雪装置設置(地下水の開放利用は除く)の場合は、適用期間内に1度に限り経費の30%以内の額 上限100万円	
奨励金		② 除雪経費の場合は、適用期間内に限り除雪経費の30%以内の額 上限30万円	
		※適用期間:操業開始年度から3年間	

# 2. 福利厚生設備設置補助金

	項目	制度内容			
	対象施設及び要件	<ul><li>① 社宅等・・・2戸以上</li><li>② 施設等・・・500㎡以上</li><li>③ 食堂、研修室等・・・100㎡以上(床面積)</li></ul>			
補助金等の額 設置に		設置に要した経費の 20%以内で、100 万円限度			

# 3. 固定資産税の課税免除 (過疎条例 過疎地域によるもの)

項	目	制度内容
期	間	課税年度から3ヵ年度
要	件	新設又は増設に係る一の生産設備等で、減価償却資産の取得価格の合計額が 2,700 万円を超えるもの